

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

■ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、14.13%となりました。

■ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	三重県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	286億円（前年度286億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	三重県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	401億円（前年度401億円）

当会におけるリスク管理とは、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを、当会として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと」であり、そうした取り組みによって「当会経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的としています。

このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、影響度が大きく計量可能な財務上の諸リスクを中心に、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において総体的に捉えたリスクを、自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資にかかる会員資本の額	124,559	124,796
うち、出資金および資本準備金の額	68,752	68,752
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	58,512	58,502
うち、外部流出予定額（△）	2,704	2,458
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,736	5,675
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	5,736	5,675
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）	130,295	130,471
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。）の額の合計額	27	17
うち、のれんにかかるものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツにかかるものの以外の額	27	17
繰延税金資産（一時差異にかかるものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目にかかる10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目にかかる15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本にかかる調整項目の額（ロ）	27	17
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	130,268	130,454

V 自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	962,011	913,034
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,946	9,985
信用リスク・アセット調整額	—	
資本フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	969,957	923,019
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ) / (二)）	13.43%	14.13%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。
 なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を採用しています。
 また、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては標準的計測手法を採用しており、算出に使用するILMIについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和5年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク	現金	1,345	—	—
	我が国の中央政府および中央銀行向け	97,055	—	—
	外国の中央政府および中央銀行向け	4,607	881	35
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	84,045	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,302	609	24
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	2,522	252	10
	我が国の政府関係機関向け	62,561	6,256	250
	地方三公社向け	6,919	505	20
	金融機関および第一種金融商品取引業者向け	1,135,791	227,402	9,096
	法人等向け	552,045	287,723	11,508
	中小企業等向けおよび個人向け	269	192	7
	抵当権付住宅ローン	5	1	0
	不動産取得等事業向け	3,894	115	4
	三月以上上延滞等	100	38	1
	取立証未済手形	1,943	388	15
	信用保証協会等による保証付	1,619	160	6
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	出資等	16,158	16,158	646
	(うち出資等のエクスポージャー)	16,158	16,158	646
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
	上記以外	137,970	336,815	13,472
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外にかかるエクスポージャー)	12,221	30,553	1,222
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー)	117,951	294,878	11,795
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー)	623	1,559	62
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段にかかる五パーセント基準額を上回る部分にかかるエクスポージャー)	5,301	7,951	318
	(うち上記以外のエクスポージャー)	1,873	1,872	74
	証券化	1,430	286	11
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち非STC要件適用分)	1,430	286	11
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	78,645	84,222	3,368
	(うちルックスルー方式)	78,645	84,222	3,368
	(うちマーンデート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	2,190,235	962,011	38,480
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		2,190,235	962,011	38,480
オペレーショナル・リスク	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			所要自己資本額
	a			b=a×4%
		7,946		317
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計			所要自己資本額
	a			b=a×4%
		969,957		38,798

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
7. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 $\text{オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)} > \text{相利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%$ の直近3年間の合計額 ÷ 8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

V 自己資本の充実の状況

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳 (単位：百万円)

	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	3,369	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	140,853	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	4,507	1,032	41
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	61,996	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	602	120	4
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2,520	252	10
我が国の政府関係機関向け	60,546	6,054	242
地方三公社向け	6,202	361	14
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	1,120,405	230,279	9,211
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	47,014	14,754	590
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	341,759	190,344	7,613
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	16,063	13,489	539
（うちトラッキング向け）	—	—	—
不動産関連向け	48	32	1
（うち自己居住用不動産等向け）	27	19	0
（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	21	13	0
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちA D C向け）	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	14,135	14,135	565
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	5,445	424	16
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	5	0	0
取立未済形	262	52	2
信用保証協会等による保証付	1,509	150	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	17,069	17,069	682
上記以外	143,397	345,221	13,808
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものであるエクスポージャー）	12,524	31,310	1,252
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー）	117,951	294,878	11,795
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー）	785	1,964	78
（うち総株主等の議決権の100分の10を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の100分の10を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかるエクスポージャー）	9,865	14,798	591
（うち上記以外のエクスポージャー）	2,271	2,270	90
証券化	836	167	6
（うち適格STC証券化要件適用分）	—	—	—
（うち適格短期STC証券化要件適用分）	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	836	167	6
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	86,595	93,845	3,753
（うちルックスルー方式）	86,595	93,845	3,753
（うちマンドレート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	2,028,133	913,034	36,521
C V A リスク相当額 ÷ 8 %（簡便法）	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	2,028,133	913,034	36,521
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4% 399
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）合計 a		所要自己資本額 b=a×4% 36,920

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,985
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	399
BI	6,656
BIC	798

2. 信用リスクに関する事項

■ リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益獲得に際し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、とりわけ貸出金の信用リスクについては、内部格付制度に基づく適正なポートフォリオ運営・管理および収益管理を行うことにより、適切に管理しています。

信用リスク取引にかかる経営戦略に基づく年間の対処方針、運用方針等は、理事長以下で構成する企画会議またはALM委員会において審議のうえ、理事会において決定しています。また、理事長以下で構成するリスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容を把握するとともに、状況に応じて対応方針を協議・決定しています。

与信審査については、営業部門から独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等にもなう損失を最小限に抑え適正なリターンを確保を図っています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

- 実質破綻先・破綻先に対する債権について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を個別貸倒引当金として計上しています。
- 破綻懸念先に対する債権について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を個別貸倒引当金として計上しています。
- 要注意先（要管理先含む）・正常先に対する債権について、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んだ額を一般貸倒引当金として計上しています。

(注)「予想損失額」とは、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定したもののことです。

V 自己資本の充実の状況

■ 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適合格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上延 滞エクスポ ージャー	信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバ ティブ	延滞エク スポー ジャー
国	内	2,050,874	330,722	526,532	—	100	1,879,185	263,405	433,844	—	5,450
国	外	57,931	—	57,931	—	—	58,579	—	58,579	—	—
地域別残高計		2,108,805	330,722	584,464	—	100	1,937,764	263,405	492,424	—	5,450
法人	農 業	5,548	5,548	—	—	—	5,826	5,826	—	—	75
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	11	11	—	—	—	30	30	—	—	—
	製 造 業	113,784	35,591	69,119	—	—	72,627	28,725	40,449	—	979
	鉱 業	251	251	—	—	—	239	239	—	—	239
	建設・不動産業	72,838	37,203	31,421	—	25	56,720	35,788	16,538	—	3,776
	電気・ガス・熱 供給・水道業	86,668	11,714	74,601	—	—	44,845	11,150	33,392	—	21
	運輸・通信業	73,127	21,004	47,203	—	—	54,531	20,398	29,271	—	—
	金融・保険業	1,473,281	154,125	153,682	—	—	1,411,800	93,979	156,785	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	89,934	44,706	40,284	—	71	76,943	46,168	29,540	—	352
	日本国政府・地 方 公 共 団 体	181,100	20,048	160,269	—	—	202,849	20,681	181,938	—	—
	上 記 以 外	6,236	222	4,607	—	—	8,104	227	4,507	—	0
個 人		295	295	—	—	4	188	188	—	—	5
そ の 他		5,726	—	3,274	—	—	3,056	—	—	—	—
業種別残高計		2,108,805	330,722	584,464	—	100	1,937,764	263,405	492,424	—	5,450
1 年 以 下		1,184,386	82,108	21,216	—		1,143,352	43,418	45,516	—	
1年超3年以下		100,292	63,105	37,186	—		102,562	42,399	60,163	—	
3年超5年以下		208,812	44,597	164,215	—		140,349	58,148	82,200	—	
5年超7年以下		126,037	20,868	105,168	—		54,641	22,528	32,113	—	
7年超10年以下		80,453	27,650	52,803	—		55,726	25,133	30,592	—	
10 年 超		248,535	49,636	198,898	—		273,782	34,046	239,735	—	
期限の定め のないもの		160,288	42,755	4,975	—		167,350	37,730	2,102	—	
残存期間別残高計		2,108,805	330,722	584,464	—		1,937,764	263,405	492,424	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

V 自己資本の充実の状況

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

59ページをご覧ください。

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和5年度						令和6年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償 却	個別貸倒引当金					貸出金 償 却
		期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高		期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農 業	32	65	—	32	65	—	65	58	—	65	58	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	6	—	—	6	—	—	—	589	—	—	589	—
	鉱 業	282	239	—	282	239	—	239	226	—	239	226	—
	建設・不動産業	3,760	3,754	—	3,760	3,754	—	3,754	3,745	—	3,754	3,745	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	21	—	—	21	—	21	21	—	21	21	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	140	124	—	140	124	—	124	119	—	124	119	—
	上 記 以 外	74	67	—	74	67	—	67	60	—	67	60	—
個 人	6	6	—	6	6	—	6	5	—	6	5	—	
業 種 別 計		4,303	4,277	—	4,303	4,277	—	4,277	4,827	—	4,277	4,827	—

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
 2. 洗替表示となっています。
 3. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(3) 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						
	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・ アセットの額	リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現 金	0	3,369	—	3,369	—	—	0
我が国の中央政府および中央銀行向け	0	140,853	—	140,853	—	—	0
外国の中央政府および中央銀行向け	0～150	4,507	—	4,507	—	1,032	23
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	61,996	—	61,996	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	602	—	602	—	120	20
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	2,520	—	2,520	—	252	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	60,546	—	60,546	—	6,054	10
地方三公社向け	20	6,202	—	6,202	—	361	6
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	20～150	1,108,465	11,940	1,108,444	11,940	230,279	21
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	20～150	35,376	11,637	35,376	11,637	14,754	31
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	20～150	336,287	6,416	334,932	5,471	190,344	56
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45～100	15,250	831	15,087	813	13,489	85
（うちトランザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20～150	48	—	36	—	32	89
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	27	—	27	—	19	70
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	21	—	8	—	13	150
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うち A D C 向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	150	14,135	—	14,135	—	14,135	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	606	75	606	17	424	68
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	100	0	—	0	—	0	100
取立未済手形	20	262	—	262	—	52	20
信用保証協会等による保証付	0～10	1,509	—	1,502	—	150	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株 式 等	250～400	17,069	—	17,069	—	17,069	100
上 記 以 外	100～1250	143,397	—	143,397	—	345,221	241
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー）	250～400	12,524	—	12,524	—	31,310	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー）	250	117,951	—	117,951	—	294,878	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー）	250	785	—	785	—	1,964	250
（うち総株主等の議決権の100分の10を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の100分の10を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部 T L A C 関連調達手段にかかるエクスポージャー）	150	9,865	—	9,865	—	14,798	150
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	2,270	—	2,270	—	2,270	100
証 券 化	—	836	—	836	—	167	20
（うち適格 S T C 証券化要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち適格短期 S T C 証券化要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分）	—	836	—	836	—	167	20
再 証 券 化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	86,595	—	86,595	—	93,845	108
未 決 済 取 引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合 計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	913,034	—

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

V 自己資本の充実の状況

(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後の エクスポージャーの額 (単位：百万円)

項 目	令和6年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%							その他	合計
我が国の中央政府および中央銀行向け	140,853	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	140,853
外国の中央政府および中央銀行向け	200	2,005	1,002	-	-	-	-	-	-	-	-	1,299	4,507
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	0%	10%	20%	50%	100%	150%						その他	合計
我が国の地方公共団体向け	61,996	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61,996
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	602	-	-	-	-	-	-	-	-	-	602
地方公共団体金融機構向け	-	2,520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,520
我が国の政府関係機関向け	-	60,546	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60,546
地方三公社向け	4,392	-	1,809	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,202
	0%	20%	30%	50%	100%	150%						その他	合計
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%					その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	1,065,360	54,024	-	-	-	1,000	-	-	-	-	-	0	1,120,384
(うち、第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	500	45,513	-	-	-	1,000	-	-	-	-	-	-	47,014
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%					その他	合計
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%				その他	合計
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	73,521	167,633	25,493	-	-	72,252	-	-	-	-	-	1,503	340,404
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100%	150%	250%	400%								その他	合計
劣後債権およびその他資本性証券等 株式等	-	14,135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,135
	-	-	17,069	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,069
	45%	75%	100%									その他	合計
中堅中小企業等向けおよび個人向け (うちトランザクター向け)	-	234	9	-	-	-	-	-	-	-	-	15,657	15,901
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	23	0	27
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%		その他	合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	70%	90%	110%	112.50%	150%							その他	合計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	8
	60%											その他	合計
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100%	150%										その他	合計
不動産関連向け うちADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	50%	100%	150%									その他	合計
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	440	142	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	624
自己居住用不動産等向けエク スポージャーにかかる延滞	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	0%	10%	20%	100%								その他	合計
現金	3,369	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,369
取立未済手形	-	-	262	-	-	-	-	-	-	-	-	-	262
信用保証協会等による保証付	-	1,502	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,502
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0 %	—	235,425	235,425
	2 %	—	—	—
	4 %	—	—	—
	10%	—	68,994	68,994
	20%	94,135	1,144,959	1,239,094
	35%	—	5	5
	50%	276,046	776	276,822
	75%	—	262	262
	100%	50,303	103,128	153,432
	150%	—	5,326	5,326
	250%	—	130,796	130,796
	その他	—	—	—
	1250%	—	—	—
合 計		420,484	1,689,674	2,110,159

- (注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い、本様式については前年度のみを記載しています。
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
4. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
5. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(6) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表 (単位：百万円)

リスク・ウェイトの区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,458,965	17,502	97%	1,475,778
40%～70%	169,069	33	100%	169,075
75%	25,621	131	100%	25,752
80%	—	—	—	—
85%	15,116	698	97%	15,650
90%～100%	74,210	892	61%	73,404
105%～130%	—	—	—	—
150%	14,179	5	100%	14,185
250%	17,069	—	—	17,069
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	1	100%	2
合 計	1,774,233	19,264	95%	1,790,918

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

V 自己資本の充実の状況

3. 信用リスク削減手法に関する事項

■ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポーチャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポーチャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポーチャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、金融機関、カバード・ボンド発行体、第一種金融商品取引業者、保険会社およびこれら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポーチャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポーチャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポーチャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポーチャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	4,391	－
金融機関および第一種 金融商品取引業者向け	－	－	－
法人等向け	47,636	2,805	－
中小企業等向けおよび個人向け	5	－	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	4,307	－
合計	47,641	11,504	－

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破綻など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	4,392	－
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	2,805	－
中堅中小企業等向けおよび個人向け	5	－	－
自己居住用不動産等向け	－	－	－
賃貸用不動産向け	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	3,305	－
合計	5	10,503	－

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

V 自己資本の充実の状況

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

■ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、取引相手に対する有価証券等の引渡しまたは資金の支払いをその反対取引に先立って行う取引です。

当会では、派生商品取引および長期決済期間取引に関して、以下の方針に基づき管理を行っています。

○派生商品取引

「余裕金運用方針」および「運用基準」において、先物、オプション取引の運用枠および1回の購入限度額、ロスカット基準等を設定し、保有有価証券の価格下落リスクヘッジ、取得予定有価証券の価格上昇リスクヘッジ等の目的で実施しています。

○長期決済期間取引

原則行いません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

■ リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会では、適切なリスク管理のもと、証券化取引を運用手段の一つとして継続的な活用を図っています。なお、当会は、証券を購入する投資家の役割であり、他の役割（オリジネーター、サービサー信用補完の提供者等）を担うことはありません。また、証券化取引は、信用リスク、金利リスク、ならびに証券化エクスポージャー固有の構造上の特性や裏付け資産等に起因するリスクを有しており、証券の保有額は、当会が格付ごとに個別に定める保有限度額内で管理しています。

■ 体制の整備およびその運用状況の概要

証券化エクスポージャーについてのリスク特性および構造上の特性、ならびに証券化エクスポージャーの裏付け資産についてのリスク特性およびその状況を継続的に把握するために必要な体制を整備しています。また、投資決定時に市場環境および投資案件にかかる妥当性の分析・評価を行うとともに、投資期間中には定期的なモニタリングを実施し、投資案件の時価評価、格付状況ならびに裏付け資産の内容等を把握し、リスク管理委員会に報告しています。

■ 信用リスク・アセット額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

■ 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

■ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所要の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

■ 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

■ 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

V 自己資本の充実の状況

■ 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	734	—	242	—
	そ の 他	695	—	594	—
	合 計	1,430	—	836	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

(2) リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト 区分	残高	所要自己 資本額	リスク・ウェイト 区分	残高	所要自己 資本額
令和5年度						
オン・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	1,430	11	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	1,430	11	合 計	—	—
オフ・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	—	—	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—
令和6年度						
オン・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	836	6	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	836	6	合 計	—	—
オフ・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	—	—	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

- (3) 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
該当する取引はありません。

V 自己資本の充実の状況

- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当する取引はありません。

6. CVAリスクに関する事項

- CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVAまたは簡便法をいう。）の名称および各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に派生商品取引が対象となります。

- CVAリスクの特性およびCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針およびヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化にともなう時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

7. マーケット・リスクに関する事項

当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額にかかる額を不算入としています。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

- リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、オペレーショナル・リスクに含まれる種々のリスクのうち、とりわけ重要である事務リスク管理について、事務ミス発生時に速やかに経営層まで発生状況・原因等を報告し、再発防止策を講じる取り組みや事務処理堅確化の一助となる各種要領・マニュアル等の整備を進め、事務ミス発生の未然防止を図る取り組みを行っています。

- BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

- ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

- オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

- オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

■出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手順の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

○その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。

○外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定の株式または出資については、個別に出資先等の財務状況、当会との関わり合い等を考慮したうえで、適切にリスク管理を行っています。

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	18,572	18,572	18,637	18,637
非 上 場	89,145	89,145	104,769	104,769
合 計	107,718	107,718	123,406	123,406

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却にともなう損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
210	0	－	335	35	－

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
7,573	74	7,282	642

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

V 自己資本の充実の状況

10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	78,645	86,595
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

11. 金利リスクに関する事項

■ 金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、貯金等）が、金利変動にともない損失を被るリスクのことで、具体的には資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

当会におけるリスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

○リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。

○リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと自己資本に対するIRRBBの比率の管理を行っています。また、収支シミュレーションの分析を行いリスク削減に努めています。

○金利リスク計測の頻度

四半期末（6月末、9月末、12月末、3月末）を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しており、当結果をリスク管理委員会、理事会および経営管理委員会に報告しています。

■ 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステーパー化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

○複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

○スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

○内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

○前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、運用資産の残高減少によるものです。

○計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

■ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

○金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

○金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

V 自己資本の充実の状況

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRBBB1：金利リスク				
	ΔEVE		ΔNII	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
上方パラレルシフト	45,681	42,435	5,402	5,192
下方パラレルシフト	0	0	1	0
スティープ化	30,389	31,502		
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値	45,681	42,435	5,402	5,192
	令和5年度		令和6年度	
自己資本の額	130,268		130,454	

- (注) 1. 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。